参考資料 5

令和3年度大腸がん検診チェックリスト【検診実施機関用】

(国立がん研究センター「精度管理ツール(雛型集)令和3年度版」参照)

各検診機関からの回答を市町ごとに以下の区分でまとめた。

○ ： 「はい」との回答
× ： 「いいえ」との回答
△ ： 「△」との回答
ー ： 「-」や空欄、文言で回答されたもの

	個別検診(回答医療機関数)　＊個別検診のうち調査回答市町																																																																集団検診			
	長崎市(193機関)				佐世保市(90機関)				島原市(20機関)				諫早市(64機関)				大村市(44機関)				平戸市(13機関)				松浦市(1機関)				対馬市(9機関)				壱岐市(12機関)				五島市(19機関)				雲仙市(21機関)				南島原市(41機関)				長与町(22機関)				時津町(12機関)				新上五島町(6機関)				個別計(567機関)				集団(6機関)			
1. 受診者への説明	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－
(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であること)を説明しましたか。	193				90				20				57	2	5		42	1		1	11	1	1		1				9				12				19				21				41				22				12				6				556	4	6	1	4		2	
(2) 精密検査の方法について説明しましたか。(検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること)	193				89			1	20				55	5	4		39	3	1	1	11	1	1		1				9				12				17	1	1		21				41				22				12				6				548	10	7	2	4		2	
(3) 精密検査結果は市町へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか。	193				89	1			20				56	5	3		36	6	1	1	8	3	2		1				8	1			12				16	2	1		21				41				22				12				6				541	18	7	1	4	1	1	
(4) 検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか。	193				88		1	1	20				54	7	3		38	4	1	1	12		1		1				9				12				15	1	3		21				41				22				12				5	1			543	13	9	2	4		2	
(5) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか。	193				90				20				57	2	5		39	4		1	12		1		1				9				12				17	1	1		21				41				22				12				6				552	7	7	1	4		2	
(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか。	193				86	2	1	1	20				46	13	5		36	7		1	12		1		1				9				12				16	2	1		21				41				22				12				5	1			532	25	8	2	3	1	2	
2. 検査の精度管理																																																																				
(1) 検査は免疫便潜血検査2日法を行いましたか。	190	1	1	1	89	1			20				64				44				12		1		1				9				12				19				21				41				22				12				6				562	2	2	1	4		2	
(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書にすべて明記しましたか。	171	13	1	8	79	8	2	1	11	9			52	9	1	2	33	9	2		8	5			1				5	4			9	3			15	4			21				41				21		1		12				1	5			480	69	7	11	3	2	1	
(3) 大腸がんマニュアル(2013年日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して行いましたか。	183	2	2	6	84	4	1	1	14	6			57	4	1	2	41	2	1		10	2	1		1				7	2			11	1			19				21				40		1		22				12				5	1			527	24	7	9	4	1	1	
3. 検体の取り扱い																																																																				
(1) 採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しましたか。	190	1	1	1	86	1	2	1	18	2			62	1	1		43			1	12		1		1				9				12				19				21				41				22				12				6				554	5	5	3	4		2	
(2) 採便後即日(2日目)回収を原則としましたか。(離島や遠隔地は例外とします)。	185	5	2	1	88	1		1	20				63		1		43	1			12		1		1				7	2			11	1			17	1	1		21				41				22				12				4	2			547	13	5	2	3	1	2	
(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか。	186	4	1	2	87	1	1	1	20				60	3	1		42	1		1	12		1		1				9				12				19				21				41				22				12				6				550	9	4	4	4		2	
(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか。	164	24	5		82	8			19	1			51	9	2	2	37	6	1		11	1	1		1				7	1		1	10	2			18	1			21				41				21	1			9	3			3	3			495	60	9	3	4		2	
(5) 検査施設では検体を受領後、冷蔵保存しましたか。	173	4	4	12	79	6		5	19	1			57	5		2	37	4	1	2	11	1	1		1				5	2		2	12				18	1			21				41				19	2		1	12				3	3			508	29	6	24	3	1	2	
(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか。(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます)。	176	1	2	14	82	1		7	20				61	1		2	42			2	11	1	1		1				7	1		1	12				19				21				41				21			1	12				6				532	5	3	27	4		2	
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	191	1	1		89	1			20				62			2	44				13				1				9				12				19				21				41				22				12				6				562	2	1	2	4		2	
4. システムとしての精度管理																																																																				
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、検体回収後2週間以内にしましたか。	176	10	6	1	84	4	2		16	4			50	8	6		36	7		1	8	3	2		1				9				11	1			16	2	1		18	2	1		34	6	1		18	2	2		7	3	2		2	4			486	56	23	2	3	3		
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。もしくは外注先が全て報告したことを確認しましたか。	184	5	4		87	1	1	1	18	2			62	1	1		44				12		1		1				9				12				19				21				41				21		1		12				5	1			548	10	8	1	4		2	
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか。	165	19	3	6	80	6	2	2	18	2			57	3	4		38	2	3	1	8	4	1		1				8	1			12				15	4			21				41				21		1		11	1			3	3			499	45	14	9	3		3	
(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していますか。	124	49	17	3	57	24	8	1	5	15			63		1		21	18	4	1	5	8			1				1	8			6	5	1		8	7	4		13	8			18	20	3		19		3		9	2	1				6		350	164	48	5	4	2		
(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。また、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等あった場合は、それを参考にして改善に努めていますか。	143	29	17	4	65	17	6	2	10	10			45	13	5	1	29	11	3	1	5	8			1				4	5			7	4	1		10	6	3		16	4	1		26	10	4	1	21		1		9	2	1		4	2			395	121	42	9	4	1	1	